

第2章 政府が規制を適用する際の判断基準（施行規則、施行令、通達等）

1. マスコミ全般

1.1 フランス

第1章で述べたように、フランスでは、マスコミ全般を対象とする法規制は、刑法典第227-24条である。「未成年の目に触れる可能性がある」状況をどう解釈するかが争点になり、その適用は媒体の種類に拠るので、以降の項目で個別に記述する。

1.2 韓国

個別項目参照。

2. 出版

2.1 フランス

青少年向け出版物に関する1949年7月16日の法律第49-956号（Loi n° 49-956 du 16 juillet 1949 sur les publications destinées à la jeunesse）の第14条により、内務大臣は法的措置を取らずにアレテ（政令）を発令して、「ポルノの性質、あるいは重罪や暴力、特定の個人やグループに対する差別や憎悪、人間の尊厳の侵害、麻薬や向精神薬の使用・所持・売買を煽動する可能性が危惧される内容で、青少年にとって脅威となる出版物を未成年者に、提案、贈与、販売すること」、ならびに「これらの出版物を、場所の如何を問わず、特に販売店やキオスクの外部、内部にて、衆目に触れるようにしたり、ポスターを用いて宣伝をしたりすること」を禁じることができる。

実際には、ポルノ雑誌がこの規定の対象とされることがほとんどである。アレテ（政令）には、その判断基準が記されていないため、不明である。

アレテ（政令）の例

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000023941309>

それ以外の内容に対する規制に関しては、青少年保護とは関連が薄く、「報道の自由」が争点となり、禁止対象となることは稀であったが、2009年にパリの大審裁判所が雑誌『Choc』の6月号に対して出した判決（出版社は控訴したが、2010年7月1日破棄院で却下された*）は、「人間の尊厳の侵害」が認められた例外的な判決である。2013年、極右雑誌『Minute』が表紙に使用した、法務大臣 Christiane Taubira に対する人種差別発言が、大きく取り上げられ、国際連合人権高等弁務官事務所から警告が発せられたにも関わらず、規制されることはなかった。

※2010 年 7 月 1 日破棄院の判例

http://www.courdecassation.fr/jurisprudence_2/premiere_chambre_civile_568/674_1er_16781.html

2012 年 3 月、エソンヌ県モルサン＝シュル＝オルジュの小学校に勤務する教員が、過激な暴力描写のある本を CM1（中級 1 年）、CM2（中級 2 年）のクラス（9～11 歳）で教材に使用していたことが明らかとなった。

問題となった本は、2005 年にフランスで出版された『Betty Coton』で、アメリカ・ルイジアナ州の綿花農場に奴隷として連れてこられた黒人少女の物語である。その中で、主人公がレイプされる場面や傷を負わされる場面が詳細に描かれていることから、作者自身 13～14 歳以上が対象と明言、出版社も 12 歳以下非推奨の旨を表記したにも関わらず、教員はこの本の採用を決定した。1 月 23 日の授業後、生徒たちの間にショックが広がり、帰宅後気分が悪くなった児童がいたことから、不審に思った保護者達がこの原因を調べたところ、授業中に読んだこの本の過激な描写であったことが判明した。保護者は、2 月 27 日に市民団体「Collectif de Parents Indignés」を結成、児童保護と適切な措置（カウンセリングを設けるなどの心のケア）を訴え、500 を超える署名運動に取り組んだ。3 月 2 日、教育委員会に児童の年齢を考慮しなかった教員と学校に対し抗議の意を示す意見書が提出され、一連の出来事が明らかになった。

教員が近隣のモランジの村長でもあったため、メディアに大々的に取り上げられたが、保護者の市民団体「Collectif de Parents Indignés」は「魔女狩りのように、その教員を槍玉にあげるのではなく、このような逸脱が行なわれないようにすることが目的である」として民事追訴は行なわず、県の教育委員会による教員に対する戒告処分のみであった。

青少年向け出版物に関する 1949 年 7 月 16 日の法律第 49-956 号（Loi n° 49-956 du 16 juillet 1949 sur les publications destinées à la jeunesse）は、出版社、編集者に対する規制であり、このようにそれ以外の者が未成年者に不適切な出版物を提供した場合は、刑法典第 227-24 条が適用されると考えられるが、刑事追訴も行なわれていない。

2.2 韓国

< 青少年有害表示について >

青少年有害表示がされていない青少年有害媒体物を流通の目的で所持している者は、青少年有害表示義務者に遅滞なく青少年有害表示をしてくれることを要求するか、直接

青少年有害表示をして流通させることができる。（「青少年保護法施行令」第 13 条第 2 項） <改正 2013. 9. 17>

これを違反した場合、青少年有害媒体物の青少年有害表示をしていない者は、2 年以下の懲役、又は 1 千万ウォン以下の罰金に処せられる。（「青少年保護法」第 59 条第 1 号） <改正 2013. 3. 22、2014. 3. 24>

青少年有害媒体物の青少年有害表示をしていない場合には、回収・破棄命令（「青少年保護法」第 44 条第 1 項第 1 号）及び是正命令（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 1 号、「青少年保護法施行令」第 39 条第 2 項及び別表 9）を受ける。

- 上記の是正命令を受けて実施していない者は、500 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 1 項）。
- 青少年有害媒体物の青少年有害表示をしていない者が是正命令を受けて、これを履行した場合は、その刑を減軽することができる（「青少年保護法」第 63 条）。

<青少年有害媒体物の包装について>

青少年有害媒体物は包装する必要がある。この場合、媒体物の特性により、包装することができない物は、包装に準ずる保護措置を設けて実施しなければならない（「青少年保護法」第 14 条第 1 項）。

これを違反した場合、青少年有害媒体物を包装していない者は、2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処せられる（「青少年保護法」第 59 条第 2 号）。

青少年有害媒体物の包装をしていない場合には、回収・破棄命令（「青少年保護法」第 44 条第 1 項第 1 号）及び是正命令（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 2 号、「青少年保護法施行令」第 39 条第 2 項及び別表 9）を受ける。

- 上記の是正命令を受けて実施していない者は、500 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 1 項）。
- 青少年有害媒体物を包装していないが、是正命令を受けてこれを履行した場合は、その刑を減軽することができる（「青少年保護法」第 63 条）。

<年齢と本人確認について>

青少年有害媒体物で、「青少年保護法」第 2 条第 2 号の媒体物（「放送法」に基づく放送番組を除く）を販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧・利用できるように提供しようとする者は、その相手方の年齢と本人かどうかを確認する必要がある、青少年に販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧・利用できるように提供してはいけない（「青少年保護法」第 16 条第 1 項及び「青少年保護法施行令」第 16 条）。

営利を目的とし、これを違反して青少年に青少年有害媒体物を販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧・利用できるように提供した者は、3 年以下の懲役、又は 2 千万ウォン以下の罰金に処せられる（「青少年保護法」第 58 条 1 号）。

また違反回数ごとに、製造業者は 1,000 万ウォン、流通関連業者は 100 万ウォンの課徴金を賦課される（「青少年保護法」第 54 条第 2 項、「青少年保護法施行令」第 44 条第 2 項及び別表 11 第 1 号）。

青少年有害表示をしなければならない媒体物は、青少年有害表示がされていない状態で販売、又はレンタルのために展示したり、陳列してはいけない（「青少年保護法」第 16 条第 2 項）。営利を目的とし、これを違反して青少年有害媒体物を青少年有害表示がされていない状態で販売、又はレンタルのために展示したり、陳列した者は、是正命令を受ける（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 3 号）。

- これらの是正命令を履行していない者は、100 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 2 項第 2 号）。
- 包装をすべき媒体物は、包装をしていない状態で販売、又はレンタルのために展示したり、陳列してはいけない（「青少年保護法」第 16 条第 3 項）。
- 営利を目的とし、これを違反して青少年有害媒体物を包装していない状態で販売、又はレンタルのために展示したり、陳列した者は、是正命令を受ける（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 4 号）。
- これらの是正命令を履行していない者は、100 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 2 項第 2 号）。

< 青少年有害媒体物の区分・分離について >

青少年有害媒体物を区分・分離して展示・陳列する場所や施設は、その店では、営業者が目視で確認することができながら、青少年の利用を制御しやすいところでなければならない（「青少年保護法施行令」第 18 条第 2 項）。

営利を目的とし、青少年有害媒体物を区分・分離することなく、販売やレンタルのために展示・陳列した者と自動機械装置や無人販売装置を通して流通させる目的で展示したり、陳列した者は是正命令を受ける（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 5 号、第 6 号、「青少年保護法施行令」第 39 条第 2 項及び別表 9）。

是正命令を履行していない者は、100 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 2 項第 2 号）。

< 外国媒体物について >

外国媒体物の特例として、誰もが外国で制作・発行された媒体物として、「青少年保護法」第 9 条の青少年有害媒体物の審議基準に該当する青少年有害媒体物（翻訳、翻案、編集、字幕の挿入などをした場合を含む）を営利目的に青少年を対象に流通させたり、このような目的で所持してはならない。（「青少年保護法」第 22 条）

営利を目的とし、これを違反して青少年を対象に、青少年有害媒体物を流通させた者は、3 年以下の懲役、又は 2,000 万ウォン以下の罰金に処せられる（「青少年保護法」第 58 条第 2 号）。

またこれに違反して外国媒体物を流通させた場合には、違反回数ごとに 1,000 万円の課徴金を賦課される（「青少年保護法」第 54 条第 2 項、「青少年保護法施行令」第 44 条第 2 項及び別表 11 第 2 号）。

3. 映画・ビデオ・コンピュータソフト等

3.1 フランス

国立映画・映像センター（Centre national du cinéma et de l'image animée、以下 CNC）のレーティングは、映像作品分類委員会（Commission de classification des œuvres cinématographiques）で決定される。

まず、小委員会の協議により、全員一致で「全ての年齢層が鑑賞可能（tout public）」と判断された場合、又は制作者が小委員会の要求する措置を受諾する場合、簡略化された手続きによって、ビザマークと番号が発給される。何かしらの制限措置を講じる必要があると判断された場合、総会が招集され、措置の内容が審議される。委員会は文化大臣に意思表示し、最終的判断は文化大臣に委ねられる。大臣が、委員会の提案する措置より厳しい制限を課そうとする場合は、再審査を要求しなければならない。

民間の非営利団体が CNC のレーティングに異議を訴え、制限措置の変更を訴えることがある。そういった場合には、担当する裁判官の判断に委ねられる。

例）ユダヤ・キリスト教の価値観を社会生活のあらゆる面に推進する目的の団体 Promouvoir は、CNC が指定した『ニンフォマニア（原題 Nymphomaniac）』のレーティングに異議をとなえて追訴、パリ行政裁判所は、禁止対象年齢を前編に関しては 12 歳未満から 16 歳未満に、後編に関しては 16 歳未満から 18 歳未満に引き上げる判決をそれぞれ下した（2014 年 1 月 28 日、2 月 5 日）。オルドナンス（裁判所の命令）によると、担当の急速審理裁判官は、実際に映画を見た上で、この映画のテーマと演出を考慮の上、ポルノ映画あるいは暴力を教唆する性質があるとは判断できないが、性交のシーンにポルノ俳優を起用しており、それが見せ掛けではないこと、CNC と文化大臣の主張するような「教育的」要素が見受けられないこと、SM など暴力的なシーンがあること、などから団体 Promouvoir の主張を認める判決を出し、上映ビザの差し止めと新たな制限措置を命令した。

オルドナンス（命令）1400340/9 号

<http://paris.tribunal-administratif.fr/Actualites-du-Tribunal/Selection-de-decisions-Acces-aux-jugements/Visa-d-exploitation-du-film-Nymphomaniac-volume-1-de-Lars-Von-Trier>

オルドナンス（命令）1400927, 1401449/9 号

<http://paris.tribunal-administratif.fr/Actualites-du-Tribunal/Selection-de-decisions-Acces-aux-jugements/Visa-d-exploitation-du-film-Nymphomaniac-volume-2-de-Lars-Von-Trier>

ゲームに関しては、第 1 章で既述の通り、媒体に表示する警告の分類を決めるのは、出版者、あるいはフランスでの流通を担当する販売業者であるため、公的権力は、刑事訴追によって、あるいは行政命令による未成年者への提供禁止によってのみ、事後に介入するだけで、事前の監視機関はなく、事実上、自主規制となっている。

3.2 韓国

青少年保護委員会や各審議機関は、媒体物の審議の結果、その媒体物の内容が「刑法」などの他の法令に基づいて流通が禁止されている内容であると判断した場合は、遅滞なく、関係機関に刑事罰や行政処分を要求する必要がある。

わいせつな文書、図画、フィルム、その他の物を頒布、販売、レンタル、展示や上映した者は、1 年以下の懲役、又は 500 万ウォン以下の罰金に処せられる。（「刑法」第 243 条）

上記の行為に供する目的でわいせつな物を製造、所持、輸入、又は輸出した者は、1 年以下の懲役、又は 500 万ウォン以下の罰金に処せられる（「刑法」第 244 条）。

ただし、各審議機関別に当該法令に関する手続きがある場合は、その手順に従っている（「青少年保護法」第 7 条第 4 項）。

青少年保護法では、ビデオ・ゲーム等の違反行為に関しての処罰についても以下のように明記されている。

表. ビデオ・ゲーム等違反行為に関する法規制

対象	行為者	違反行為	違反時の処罰	課徴金
青少年有害表示不履行	製作・輸入・複製した者	第 14 条の規定に違反して青少年流行媒体物の青少年有害表示をしなかった者 ※第 14 条第 1 項：青少年有害媒体物には、青少年に有害な媒体物であることを示す表示をしなければならない。	2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金（法第 51 条第 1 号）	訂正命令対象（表示命令、表示方法変更命令）
表示毀損禁止違反	誰でも	第 16 条の規定に違反して青少年有害媒体物の青少年有害表示を毀損した者 ※第 16 条：誰でも第 14 条の規定による青少年有害表示及び第 15 条の規定による包装を毀損してはならない。	500 万ウォン以下の罰金（法第 52 条）	－

青少年 対象販 売等禁 止違反	誰でも (販売 者、営 業 者 等)	営利を目的とし、第 17 条第 1 項の規定 に違反した者 ※第 17 条第 1 項：青少年有害媒体物を 販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧 ・利用に提供しようとする者は、その相 手方の年齢を確認しなければならず、 青少年にこれを販売・レンタル・配布し たり、視聴・観覧・利用に提供してはな らない。	3 年以下の懲 役、又は 2,000 万ウォ ン以下の罰金 (法第 50 条 第 1 号)	違反回数ご とに 製造業者 ：1,000 万 ウォン 流通業者 ：100 万ウ ォン
無表示 展示禁 止違反	誰でも (販売 者、営 業 者 等)	営利を目的とし、第 17 条第 2 項の規定 に違反した者 ※第 17 条第 2 項第 14 条の規定により 青少年有害表示をすべき媒体物は、青 少年有害表示がされていない状態 では、その媒体物の販売やレンタルのた めに展示、又は陳列してはならない。	-	訂正命令対 象(展示・陳 列禁止命 令)
区分・ 分離な しの展 示・陳 列禁止 違反	誰でも (販売 者、営 業 者 等)	営利を目的とし、第 18 条第 1 項の規定 に違反した者 ※第 18 条第 1 項：青少年有害媒体物 は、これを青少年に流通が許可されて いる媒体物と区分・分離せずに販売、又 はレンタルするために展示・陳列しては ならない。	-	訂正命令対 象(区分・分 離命令)
自動・ 無人 装置 展示・ 陳列禁 止違反	誰でも (販売 者、営 業 者 等)	営利を目的とし、第 18 条第 2 項の規定 に違反した者 ※第 18 条第 2 項：青少年有害媒体物と して、第 7 条第 1 号、又は第 6 号に該 当する媒体物は、自動機械装置、又は 無人販売装置を通して流通することを 目的に展示、又は陳列してはならない。	-	訂正命令対 象(展示・陳 列禁止命 令)

出典：

青少年有害環境媒体物制裁基準、2014 年 02 月、釜山広域市女性家族政策課児童青少年
担当室

韓国におけるコンテンツ関連法案及び規定

https://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001428/05001428_001_BUP_1.pdf#search=%E9%9F%93%E5%9B%BD+%E6%98%A0%E7%94%BB%E4%B8%8A%E6%98%A0%E7%AD%89%E7%B4%9A

青少年有害環境制裁基準 http://teen.busan.go.kr/03harmful/02_03_01.jsp

4. 放送

4.1 フランス

テレビ放送、ラジオ放送、その他電子通信等の視聴覚通信サービスを監督する、独立
行政機関、視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l' audiovisuel=CSA) は、全ての

視聴覚通信サービスの事業者に対して、放送局としての義務を守っているか、情報の多元性や青少年保護などに関する法律や規定、放送免許を認可する際に交わされる協定が遵守されているか、全ての番組を監視している。違反があった場合には、「催告 (mise en demeure)」を発し、改善を要求する。改善が見られないと判断される場合には、制裁金の支払い、訂正放送の読み上げ、当該番組の放送停止、放送免許の期間短縮、放送免許取り消し等の制裁措置を取ることがある。「催告 (mise en demeure)」、あるいは、その前段階の「介入 (intervention)」で済む場合がほとんどで、実際に制裁措置を講じることは稀である。

「介入 (intervention)」の例

視聴覚メディア・オン・デマンド・サービス (Services de médias audiovisuels à la demande=SMAD) を提供する Free は、「18 歳未満の視聴は非推奨」のカテゴリ 5 の番組の宣伝用画像を誰でも閲覧できる状態にしておいたことにより、CSA より忠告を受けたが、迅速に改善したため、「催告 (mise en demeure)」には至らなかった。(2014 年 9 月 29 日付けで CSA のホームページに掲載)

「催告 (mise en demeure)」の例

2014 年 2 月 13 日、ラジオ局「Radio Scoop」の番組「L'équipe de nuit」で、ポルノ的な内容を放送したとして、当該ラジオ放送サービス提供者の SAS Société de publicité audiovisuelle に対して、今後はこのような事がないように、「ラジオ放送における児童・思春期青少年保護に関する 2004 年 2 月 10 日の議定書 (Délibération du 10 février 2004 relative à la protection de l'enfance et de l'adolescence à l'antenne des services de radiodiffusion sonore)」と、放送認可時の協定の遵守する旨を「催告 (mise en demeure)」した。

催告文：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029314523>

2011 年 8 月 31 日、CSA は、ラジオ放送局 Radio Sud に対して、2011 年 8 月 22 日の放送に人種差別的内容があったとして、「催告 (mise en demeure)」を発することを決めた (Décision n° 2011-671 du 31 août 2011)。それを受けて、Radio Sud は、当該番組の司会者を無期限の停職処分にした。

それに対して、Radio Sud は 2011 年 10 月 28 日、「催告 (mise en demeure)」を取り消す訴えを、国务院 (Conseil d'Etat) に起こし、「通信の自由に関する 1986 年 9

月 30 日の法律第 86-1067 号 (Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication) 」の第 42 条の合憲性を問う審議を求めた。国務院 (Conseil d'Etat) からの要請に基づき、憲法院 (Conseil Constitutionnel) における審議が行なわれ、2013 年 12 月 13 日、合憲との判決が出された (Décision n° 2013-359 QPC du 13 décembre 2013)。これを受けて、2014 年 2 月 26 日、Radio Sud の上記訴えは棄却された。

出典：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?oldAction=rechJuriAdmin&idTexte=CETATEXT000028663282&fastReqId=1256131498&fastPos=6>

これにより、CSA の権限が合憲であると確認されることになった。

4.2 韓国

青少年視聴保護時間帯について

青少年視聴保護時間帯 (月～土：7：00～9：00 及び 13：00～22：00、土曜日・祝日・休み期間：7：00～22：00) に放送される青少年有害媒体物の予告放送は、次の内容を含めてはいけない (「青少年保護法」第 9 条第 1 項及び「青少年保護法施行令」第 19 条第 2 項)。

- 青少年に性的な欲求を刺激する扇情的なものか、わいせつなもの
- 青少年に暴悪性や犯罪の衝動を引き起こす可能性があるもの
- 性暴力を含む各種形態の暴力行為と薬物の乱用を刺激したり、美化するもの
- ギャンブルと射幸心を助長するなどの、青少年の健全な生活を著しく害するおそれがあるもの
- 青少年の健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・非倫理的なもの
- その他青少年の精神・身体に健康に明らかに害を及ぼすおそれがあるもの

これに違反して青少年有害媒体物を放送した者は、2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処せられる。(「青少年保護法」第 59 条第 3 号)

放送プログラムに関する法規制

番組編成・広告放送の責任者が明確な韓国の全国放送事業者は、放送開始・終了時の局名告知において字幕、又はアナウンスで、「(わが放送局) は放送通信委員会の審議規定を遵守」することを宣誓するとともに、番組編成・広告放送の責任者名を明示することを義務付けられている。

そして、メディア・コンテンツのレーティング（格付け）に関わる組織も整備されていて、大統領直属の独立機関である「映像物等級委員会」では、映画、ビデオ、PC ゲームなど、多様なメディア・コンテンツの格付けを行っている。

韓国映像物等級委員会が掲げるミッションとして、（a）映像等級分類及び青少年に対する有害性の確認、（b）等級分類の結果に基づいて、映像正しく利用提供されているかを確認する事後管理、（c）等級分類の基準の客観性を確保するための調査及び研究の 3 つがある。複数のメディアにまたがって等級分類（レーティング）を行うことは大変なことであるが、映像物等級委員会では委員と職員の総勢約 140 名が対応し、難しいとされるミッションをこなしている。またソフトの流通の段階で、事業者が映像物等級委員会で決められた年齢区分に従わない場合は違法とされる。

少しでも問題になりそうな描写がある内容の場合は等級分けの規制対象となる。等級は一般、7 歳以上、12 歳以上、15 歳以上、19 歳以上に分かれている。例えば 15 歳以上の視聴制限が表示される場合には、番組冒頭に字幕で『15 歳未満の視聴者は保護者からの視聴指導が必要』というような表記がされる。ただし、報道番組、生活情報、教育・文化芸術、スポーツ番組など一部の番組は例外とする。

出典：

文部科学省 メディアに対する規制

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/06092616/016.pdf

探しやすい生活法令情報 青少年有害媒体物からの保護 青少年有害媒体物の放送制限など

<http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=509&ccfNo=10&cciNo=1&cnpClsNo=2>

青少年有害環境媒体物制裁基準 http://teen.busan.go.kr/03harmful/02_03_03.jsp

韓国のテレビの放送規制について <http://matome.naver.jp/odai/2139067142250755501>

表. 放送プログラム違反行為に関する法規制

対象	行為者	違反行為	違反時の処罰	課徴金
青少年有害表示不履行	放送する者（地上波放送局及びケーブルTV）	第 13 条の規定に違反して青少年有害媒体物の青少年有害表示をしなかった者 ※第 13 条第 1 項：青少年有害媒体物に、青少年に有害な媒体物であることを示す表示をしなければならない。	2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金（法第 59 条第 1 号）	訂正命令対象（表示命令、表示方法変更命令）
表示毀損禁止違反	誰でも	第 15 条の規定に違反して青少年有害媒体物の青少年有害表示を毀損	500 万ウォン以下の罰金（法第	-

		した者	60 条)	
		※第 15 条：誰でも第 13 条の規定による青少年有害表示及び第 14 条の規定による包装を毀損してはならない。		
青少年視聴保護時間帯放送禁止違反	放送する者（地上波放送局及びケーブル TV）	第 18 条の規定に違反して青少年有害媒体物を放送した者 ※第 18 条：青少年有害媒体物として、放送を利用するものは大統領令が定める放送時間に放送してはならない。	2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金（法第 59 条第 3 号）	-

出典：青少年有害環境媒体物制裁基準、

2014 年 02 月、釜山広域市女性家族政策課児童青少年担当室

5. 広告

5.1 フランス

広告に関する追訴は、アルコール飲料に関するものがほとんどである。

2011 年 6 月にアルコール飲料メーカー Ricard が行なった広告キャンペーン「Un Ricard, des rencontres（リカールと出会い）」に対して、Ricard 3D、Ricard Mix Codes と名付けられたアプリを使用して、Facebook 上でリカールを使用したカクテルのレシピを拡散させる同キャンペーンは、公衆衛生法典第 3323-2 条に違反するとして、民間団体の国立アルコール中毒予防委員会（Association nationale de prévention en alcoologie et addictologie = ANPAA）が 2011 年 7 月 15 日に追訴。2011 年 8 月 5 日にパリの大審裁判所は、ANPAA の訴えを認める判決を出したが、Ricard は控訴、2012 年 5 月 23 日パリの控訴院は、第一審を支持する判決、Ricard は再び控訴、2013 年 7 月 3 日破毀院は第一審、第二審を支持する判決を出した。

Ricard は広告ならびにアプリの削除を求められ、遅滞 1 日につき 1 万ユーロの罰金が科されること、また Ricard は ANPAA に対して 1 万ユーロを支払うことが命令された。しかし、Facebook 上での広告が、未成年による閲覧が可能であることは争点にならなかった。

出典：<http://www.anpaa.asso.fr/lanpaa/actualites/alcool/307-anpaa-contre-ricard>

5.2 韓国

青少年有害媒体物として、「青少年保護法」第 2 条第 2 号に対応する媒体物（「屋外広告物等管理法」に基づく屋外広告物は除く）は、青少年を対象に販売・貸与・配布し

たり、視聴・観覧、又は利用できるように提供してはならない（「青少年保護法」第 19 条第 2 項）。

これに違反して広告宣伝物を設置・付着したり、配布した者は、2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処せられる（「青少年保護法」第 59 条第 4 号）。

これに違反した者は、是正命令を受けることもできる（「青少年保護法」第 45 条第 1 項第 7 号、「青少年保護法施行令」第 39 条第 2 項及び別表 9 第 7 号）。

是正命令を履行していない者は、500 万ウォン以下の過怠料を賦課される（「青少年保護法」第 64 条第 1 項）。

広告宣伝物を設置・付着したり、配布した者が、是正命令を受けてこれを履行した場合には、その刑を減軽することができる（「青少年保護法」第 63 条）。

表. 広告・宣伝物違反行為に関する法規制

対象	行為者	違反行為	違反時の処罰	課徴金
青少年対象配布禁止・違反	誰でも	営利を目的とし、第 16 条第 1 項の規定に違反した者 ※第 16 条第 1 項：青少年有害媒体物を販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧・利用に提供しようとするその相手の年齢を確認しなければならず、青少年にこれを販売・レンタル・配布したり、視聴・観覧・利用に提供してはならない。	3 年以下の懲役、又は 2,000 万ウォン以下の罰金（法第 58 条第 1 号）	製造業者：1,000 万ウォン 流通業者：100 万ウォン
公共場所など、設置付着配布禁止・違反	誰でも	第 19 条第 1 項の規定に違反して広告宣伝物を設置・付着したり、配布した者 ※第 19 条第 1 項：青少年有害媒体物として、「屋外広告物等管理法」に基づく屋外広告物を次の各号の 1 に該当する場所、又は方法で公然と設置・付着・配布してはならない。 1. 青少年の出入・雇用禁止店舗以外の店舗 2. 公衆が通行する場所	2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金（法第 59 条第 4 号）	訂正命令対象（設置広告宣伝物撤去命令、付着広告宣伝物除去命令、配布広告宣伝物回収命令）

出典：青少年有害環境媒体物制裁基準

2014 年 02 月、釜山広域市女性家族政策課児童青少年担当室

広告宣伝の制限方法と制限場所、その他の広告の制限に必要な事項は、大統領令で定め、特別自治道知事・市長・郡守、又は区庁長などは、立看板・プラカード・張り紙・ちらしの広告内容が公序良俗や青少年の感情を阻害するおそれがあると判断されるときは、大統領令で定めるところにより、青少年保護委員会に審議を要請することができる。

出典：

探しやすい生活法令情報 青少年有害媒体物からの保護 青少年有害媒体物の放送制限
など

<http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=509&ccfNo=10&cciNo=1&cnpClsNo=2>

青少年有害環境媒体物制裁基準 http://teen.busan.go.kr/03harmful/02_03_06.jsp

6. 興行

6.1 フランス

未成年者に対するアルコール販売

2009 年 11 月 12 日、女子中学生 3 人が授業を抜けて、スーパーでウォッカを購入。消費した後、そのうちの一人が半昏睡状態に陥った。

2010 年 4 月 10 日、カーンの軽罪裁判所で、フランスで初めて未成年者にアルコール飲料を販売した罪が問われることになった。検事補佐は、「この審問は、教育的価値がある」とし、2,000 ユーロの罰金を求刑したが、女子中学生の外見が大人びていること、授業のある時間帯のため中学生とは思わなかったこと、生徒の保護者が民事追訴していないことなどから、執行猶予付き 1,000 ユーロの罰金が科される判決に至った。

美少女コンクール “Mini-Miss”

2011 年 2 月、フェミニスト団体 Planning Familial は、心理学者とともに、ジェール県の県庁所在地オーシュにて開催予定であった、美少女コンクールが、12 歳未満の少女が扇情的なポーズを取ったポスターを使用していることから、その中止を求めた。それを受けて、県庁はコンクールの中止を命令した。コンクール主催者の、エステティックの経営者 Mireille Meignan は、コンクール中止による損害賠償として 9,600 ユーロを請求する裁判を起こしたが、2012 年 1 月 10 日オーシュ地方裁判所は、訴えを棄却、Mireille Meignan に 800 ユーロを心理学者に、1,000 ユーロを Planning Familial へ支払うよう命じた。

6.2 韓国

青少年有害店舗及び青少年雇用禁止店舗で青少年出入、又は雇用の規制に違反した場合には、下記の課徴金、又は刑事処罰が与える。

※課徴金：他の法律の規定による行政処分の対象でない場合に該当

対象	行為者	規定	刑事処分	課徴金
青少年出入禁止・違反	業主・従事者	第 29 条第 2 項の規定に違反し、青少年を有害店舗に出入させたもの ※第 29 条第 2 項： 青少年出入・雇用禁止店舗の事業主及び従事者は、出入者の年齢を確認して青少年が当該店舗に出入、又は利用できないようにしなければならない。	2 年以下懲役、又は 1,000 万ウォン以下罰金（第 59 条）	出入を許可した度に 300 万ウォン
青少年雇用禁止・違反	業主	第 29 条第 1 項の規定に違反し、青少年を有害店舗に雇用したもの ※第 29 条第 1 項：青少年有害店舗の事業主は従業員を雇用する場合、あらかじめ年齢を確認し、青少年を雇用してはならない。	3 年以下懲役、又は 2,000 万ウォン以下罰金（第 58 条）	一人を雇用した度に、1,000 万ウォン
青少年出入・雇用禁止表示不履行	業主・従事者	第 29 条第 5 項の規定に違反し、青少年有害店舗の青少年有害表示をしないもの ※第 29 条第 5 項： 青少年有害店舗の事業主及び従事者は、当該店舗に大統領令の定めるよって、青少年の出入・雇用を制限する内容の表明をしなければならない。	2 年以下懲役、又は 1,000 万ウォン以下罰金（第 59 条）	
青少年雇用禁止・違反	業主	第 29 条第 1 項の規定に違反し、青少年を有害店舗に雇用したもの ※第 29 条第 1 項：青少年有害店舗の事業主は従業員を雇用する場合、あらかじめ年齢を確認し、青少年を雇用してはならない。	3 年以下懲役、又は 2,000 万ウォン以下罰金（第 58 条）	一人を雇用した度に、500 万ウォン。ただ、チケット茶房の場合は、1,000 万ウォン。

7. カラオケボックス

7.1 フランス

フランスにはカラオケボックスに対する規制はない。

7.2 韓国

青少年保護法第 29 条（青少年雇用禁止及び出入制限等）により、韓国のカラオケボックスは「青少年出入・雇用禁止店舗」に分類されているが、青少年室を備えているカラオケボックス（第 3 条、青少年有害店舗の範囲）の場合は、青少年の出入りが可能になる。また「音楽産業振興に関する法律」により 18 歳未満の青少年については、出入時間を朝 9 時～22 時に制限している。

上記規定を違した場合には、下記のような処罰を受けることになる。

青少年出入時間外に青少年の出入があった場合	1 回違反	営業停止 10 日間
	2 回違反	営業停止 1 か月
	3 回違反	営業停止 3 か月

	4 回違反	営業登録の取消/営業廃止
青少年を雇用した場合	1 回違反	営業登録の取消/営業廃止
保護者の同伴がなく青少年室以外に青少年を入れば場合	1 回違反	営業停止 10 日
	2 回違反	営業停止 20 日
	3 回違反	営業停止 1 か月
	4 回違反	営業停止 3 か月

出典：

http://music911.co.kr/board_view.php?idx=148&m_idx=3&PHPSESSID=d02c411aa44b03704876b97d3379fb72

8. 通信・インターネット

8.1 フランス

国立高等安全司法研究所（INHESJ）の 2013 年度の報告書によれば、2012 年に国家警察及び憲兵隊によって記録されたインターネットを利用した性的侵害（加害者がインターネットを利用、あるいはインターネットを介して被害者に接触した場合）は 455 件で、その 80%（362 件）はポルノの性質を有する未成年者の画像を配信、又は保持したものである。

参照：

http://www.inhesj.fr/sites/default/files/files/ondrp_ra-2013/dii_cybercriminalite_cr.pdf

実際、判例を見ると、性的侵害で追訴された者がポルノの性質を有する未成年者の画像を配信、又は保持していた犯罪例が多く、実際に刑法典第 227-23 条で規定される違法行為のみで、追訴された例は少ない。

刑法典第 227-23 条で規定される違法行為で、追訴された例

2011 年 2 月 15 日、パリの控訴院は、ポルノの性質を有する未成年者の画像を保持していたとして、6 か月の執行猶予と保護観察付き禁錮刑ならびに 5,000 ユーロの罰金刑を被告人に求刑した。被告人は上告したが、2012 年 3 月 28 日、破毀院は控訴審を支持、上告を棄却した。

判例文：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?idTexte=JURITEXT000025901220>

児童ポルノの保持は、刑法典第 227-23 条により、5 年の禁錮刑と 7 万 5,000 ユーロの罰金刑が科されるが、実際に科される刑罰はそれより軽くなっている。

【児童ポルノ】

「非実在の未成年者のポルノ的画像に対する初の判決」

2005 年 7 月 5 日、カンブレ地方裁判所にて、輸入、翻訳、商品化して業者に販売したアニメ配給会社 Kaze の社長、小売販売業者 SEE BD 社の社長と制作プロデューサーの 3 人は、日本製のアダルトアニメ『淫獣聖戦 3 ツインエンジェル』のフランス版が児童ポルノと判断され、有罪判決を受けた。彼らは控訴したが、2006 年 6 月 30 日、ドゥエー控訴院は第一審を支持して棄却。更に上告したが、2007 年 9 月 12 日、破毀院は第一審、控訴審を支持、上告を棄却、業者の有罪が確定した。

争点となったのは、非実在の登場人物の年齢（設定では 18 歳）であったが、「ほかの成人の登場人物と比較して背が低い」「成人と見なせる身体的特徴がない」、「表情が非常に低年齢の幼児のように見える」ことから、描写が幼児の特徴を備えていることは明白である、と判断された。

刑法典第 227-23 条で規定される罰則（5 年の禁錮刑、7 万 5,000 ユーロの罰金）に比べて、禁錮刑なし、1,500 ユーロの罰金刑となり、「寛大」な判決に留まった。

判決文：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?idTexte=JURITEXT000007640077>

児童ポルノのブロッキングに関して、「治安維持向上計画法 (Loi d'orientation et de programmation pour la performance de la sécurité intérieure)」の第 4 条による、「デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号 (Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique = LCEN)」第 6 条の改正により、プロバイダーは裁判所の判断を介さなくても、ブロッキングできることが規定された。この規定について、憲法院は合憲としたが、具体的な実施条件を定める適用デクレ（施行令）が制定されていないため、実際に適用された例はない。

また刑法典第 227-23 条では、「ポルノの性質を有する未成年者の画像及び描写を提供する公衆向けオンラインサービスを常習的に、あるいは対価を払って閲覧することは、2 年の禁錮刑と 3 万ユーロの罰金が科せられる」と規制されるが、その「常習的」の定義は、2005 年の破毀院で、1 度閲覧した記録がメモリーに残っているだけでは、刑法典第

227-23 条で規定される違法行為と判断するには充分でない、という判例があるため、2 回以上とされる。

参照：

2012 年 4 月 4 日のデジタル評議会の意見書 (Avis n° 11 du Conseil national du numérique relatif au projet de délit de consultation habituelle de sites terroristes)

8.2 韓国

＜青少年有害媒体物の表示について＞

インターネットを通じ青少年有害媒体物を提供するものは、「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」により、有害ロゴと有害文言を表示しなければならない。これに違反し表示をしない場合には、青少年保護法第 59 条第 1 号により、2 年以下の懲役、又は 1000 万ウォン以下の罰金が課せられる。

インターネット情報における青少年有害表示に関する判例としては、同性愛に関する情報を提供するサイト X ゾーン (<http://exzone.co.jp>) が情報通信倫理委員会と青少年保護委員会により、2000 年 8 月と 9 月に青少年有害媒体物と指定・告示されたことについて、2001 年にソウル市行政裁判所に提訴した。結果、「同性愛を助長すること」が青少年有害媒体物の審議基準（施行令）に含まれているだけではなく、その時点までは上記施行令について違憲、又は違法といった高等裁判所の判例がないことを勘案し、ソウル市行政裁判所は上告人敗訴の判断を下した。

＜青少年に対する青少年有害媒体物広告制限について＞

「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律（第 42 条 2）」は青少年有害媒体物を広告する内容の情報を青少年に転送できないように禁止し、転送する場合には必ず青少年の接近を制限する措置を取ることを定めている。これに違反した場合には、2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金が課せられる。

＜青少年保護責任者指定について＞

青少年保護責任者指定制度とは、青少年有害媒体物を提供、又は媒介する一定規模の情報通信サービス提供者（下記①、又は②）に該当する業者①前年度末基準で、直前 3 か月の一日平均利用者が 10 名以上、②情報通信サービス部門前年度（法人の場合は前事業年度）売上が 10 億ウォン以上）に青少年保護責任者を指定し、有害情報・関連業務を行い、青少年有害情報から青少年を保護する制度である。青少年有害情報により被害を受

けたり、又は問題が発生した場合には、青少年保護責任者に被害相談、又は苦衷処理を要請することができる。

青少年保護責任指定者の主な業務内容は、有害情報から青少年保護計画の策定、有害情報に対する青少年接近制限及び管理措置、情報通信業務従事者に向けた有害情報からの青少年保護のための教育、有害情報による被害相談及び苦衷処理、その他有害情報から青少年を保護するための必要な事項、などがある。

指定対象の情報通信サービス提供者にも関わらず、上記に違反し青少年保護責任者を指定しない場合には、1,000 万ウォン以下の罰金が課せられる。

<インターネットにおける青少年売買春に関する規制>

「児童・青少年の性保護に関する法律」により、青少年の性を買ったり、又は青少年の性を買うように相手を誘引すること、又はインターネットにおける青少年売買春サイトを開設するなどの行為は刑事処分される。

児童・青少年の性を買う行為をあっ旋、又は情報通信網によりあっ旋情報を提供した場合には、児童・青少年売買春をするように相手を誘引・勧誘する行為に該当し、7 年以下の懲役、又は 5,000 万ウォン以下の罰金が課せられる（「児童・青少年の性保護に関する法律」第 15 条第 2 項）。

<インターネットゲーム提供時間の制限について>

「ゲーム産業振興に関する法律」によるゲーム物の中、「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律（第 2 条第 1 項）」による情報通信網を通じ、リアルタイムで提供されるゲーム物（以下、インターネットゲーム）の提供者は、16 歳未満の青少年に午前 0 時から午後 6 時までインターネットゲームを提供することが禁止されている（青少年保護法第 26 条第 1 項）。

これに違反して、深夜時間帯に 16 歳未満の青少年にインターネットゲームを提供したものは、2 年以下、又は 5000 万ウォン以下の罰金が課せられる。

出典：

<http://oneclick.law.go.kr/CSP//CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=193&ccfNo=6&cciNo=3&cnpClsNo=1>

この制度については、憲法上基本権利の侵害をめぐる法律論争以外にも、制度の実効性や国の青少年に対する過度の後見、及び個人の娯楽・余暇活動についての干渉、国内ゲーム産業の保護と逆差別などの観点から、政策的な賛否論議が非常に熱かった。憲法

違反について、憲法裁判所は、インターネットゲーム自体は有害なものではないが、韓国における高い青少年インターネット利用率及び中毒性が強いインターネットゲームの特徴などを考慮した場合、青少年の健康とインターネットゲームの中毒を予防するために、青少年のインターネットゲームの利用を全面的に許容しながらも、16 歳未満の青少年を対象に深夜時間代だけその提供利用を禁止する強制的なシャットダウン制度は、憲法上明確性原則、又は過剰禁止原則、平等権、文化国家原理などに反することはないと判断した（2014 年 4 月 24 日）。

<サイバー警察庁>

韓国の警察庁には、サイバーテロ対応センター（<http://www.netan.go.kr/>）があり、韓国のインターネット問題に関する通報機関の役割を果たしている。サイバー捜査隊、又はサイバー警察庁と呼ばれ、犯罪捜査及び追跡において技術的な流れに歩調を合わせるため、証拠分析、ソフトウェア及び各種先端ハードウェア設備を拡充している。また各地方警察署のサイバー犯罪捜査隊、公的機関、産業施設、研究機関及びインターポール会議国と共助捜査体制を整えるなど、サイバー犯罪対応システムを構築している。

9. インターネットカフェ

9.1 フランス

フランスにはインターネットカフェ、まんが喫茶を規制する法令はない。しかし、インターネットカフェで児童ポルノ閲覧し、逮捕されるケースは少なくない。ほとんどの場合、従業員あるいは経営者の通報により発覚している。またペドフィル犯罪者がインターネットカフェへの出入りを禁じられた例もある。

2013 年 10 月 6 日付けのニュースによると、エロー県のアグドのインターネットカフェで、児童ポルノ画像を印刷した 70 代の男性が現行犯逮捕された。更にこの画像の内容から、強姦、性的侵害で追訴された。通報したのは、従業員から知らせを受けた経営者。

出典：

<http://www.metronews.fr/info/herault-1-employee-du-cyber-cafe-demasque-un-grand-pere-pedophile-presume/mmjf!Y4WADZOHGEK1A/>

2012 年 12 月 29 日、パリ市内のインターネットカフェで、55 歳の元小学校教師の男性が、児童ポルノ画像をダウンロードしたとして現行犯逮捕された。男性は、2005 年に未

成年者に対する性的侵害で起訴されており、4 年の禁錮刑（うち 8 か月は実刑）と 5 年間の社会内司法追跡が科される有罪判決を受けていた。通報したのは、経営者。

出典：

<http://www.leparisien.fr/faits-divers/l-ex-institut-telechargeait-des-images-pedophiles-04-01-2013-2453671.php>

2012 年 3 月 30 日、ペドフィル犯罪で拘禁中に 48 時間の外出を許された 40 代男性が、パリ市内のインターネットカフェで、児童ポルノサイトを閲覧したとして現行犯逮捕された。通報したのは、客から知らせを受けた経営者。

出典：

<http://www.leparisien.fr/espace-premium/paris-75/le-pedophile-arrete-au-cybercafe-31-03-2012-1931875.php>

2011 年 12 月 23 日、リヨンのインターネットカフェで、ペドフィル犯罪の前科がある神父がチャット上で、セクシャルなメッセージを未成年者に送ったとして現行犯逮捕された。通報したのは、経営者。

出典：

<http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2011/01/24/01016-20110124ARTFIG00458-un-petre-pedophile-arrete-dans-un-cyber-cafe.php>

2010 年 5 月 10 日付けニュースによると、エロー県のある母親が、チャット上で 13 歳の息子に底意のあるメッセージを送る 30 代の男性の存在に気がついた。この母親は知人と協力、未成年者のふりをしていたところ、男性はネット上で接触してきた。男性は、直接会うことを提案し、ウェブカメラの前で自慰行為をした。それを録画した母親は、憲兵隊に通報した。会う約束に現れた男性は、未成年者の墮落を助長したとして逮捕された。

男性は追訴されなかったが、司法監視のもとに置かれ、治療を受けること、インターネットカフェへの立ち入り禁止、週に 1 度憲兵隊へ出頭することが義務づけられた。

出典：

<http://www.europel.fr/faits-divers/une-mere-piege-un-pedophile-190986>

9.2 韓国

インターネットカフェ（ラオケボックス含む）

「風俗営業の規制に関する法律」により、インターネットカフェ、ビデオ鑑賞室、カラオケ、宿泊業、沐浴場業、理容業、舞踏学院業などは青少年有害店舗となり、青少年の出入りが禁止・制限され、又青少年の雇用が禁止される。

青少年有害店舗に出入させた場合は、次のような行政処分と罰則が課される。

- 1 回目：営業停止 10 日、課徴金 50 万ウォン
- 2 回目：営業停止 1 か月、課徴金 150 万ウォン
- 3 回目：営業停止 3 か月、課徴金 450 万ウォン
- 4 回目：営業停止 4 か月、課徴金 600 万ウォン

判例：

2011 年、韓国インターネットカフェ協同組合（現：韓国インターネットコンテンツ）（<http://www.cpic.or.kr>）は、「ゲーム産業振興に関する法律」（以下、ゲーム法）の青少年定義について憲法訴願を提起した。インターネットカフェ協同組合は、数年間にわたり該当内容を含んだ過度なインターネットカフェ規制について、政策提案書を国会、中小企業庁など各政府機関に提出してきた。

青少年保護法では、19 歳になる年には青少年ではなく成人とみなすが、ゲーム法では、青少年の年齢満 18 歳を適用し、更に高校在校生の学生を含むという但し書きがある。それに従って、ゲーム法では、高校 3 年生に該当する満 18 歳のものが、高校に通わないとインターネットカフェの出入りが 24 時間可能だが、高校在学学生の場合は、19 歳になっても青少年出入時間の制限を受ける。

組合は、勤労基準法を除いたほとんど法律が青少年法の青少年を基準と適用しているが、ゲーム法だけが年齢定義が違うことは、法律の 1 貫性に違反すると、提起した。

出典：

インターネットカフェ組合、青少年定義について憲法訴願提起

<http://www.thisisgame.com/webzine/news/rboard/1/?n=29457>

インターネットカフェにおける禁煙について

2013 年 6 月、「国民健康増進法」の改正案により、インターネットカフェにおける全面禁煙法案が施行した。法案によると、2013 年 12 月までは準備期間として、2014 年からすべてのインターネットカフェは全面禁煙区域になる。

法案の可決後、インターネットカフェの業種たちは、「すでに設置した禁煙パーティションが無駄になり、財産権が侵害され、職業遂行の自由も侵害される」と憲法訴願を提起した。これに対し憲法裁判所は「多数の人が利用するインターネットカフェのような公衆利用施設全体を禁煙区域に指定することで、青少年を含む非喫煙者の間接喫煙を防止し、嫌煙権を保証することにより国民の健康を増進するという、改正した禁煙区域の条項の立法目的は正当であり、インターネットカフェ施設全体について禁煙区域指定義務を賦課したことは、このような立法目的を達成するための効果的且つ適切な方法とした。

出典：http://www.ohmynews.com/nws_web/view/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0001880247

10. 携帯・スマートフォン

10.1 フランス

携帯電話の規制に関する判例はなく、インターネットに準じるものと考えられる。

10.2 韓国

2013 年、青少年政策研究院が韓国情報化振興院のスマートフォン中毒テストを利用し、3000 名の高校生を対象に行ったテストによると、回答者の 35.2%がスマートフォン中毒の危険にさらされていることが分かった。韓国における青少年のスマートフォン中毒率は毎年高まり、2013 年度は 2012 年度（18.4）の倍近くなっている。

青少年のスマートフォン過度利用が、このように社会問題になっていることについて、政府としては 2012 年（青少年保護法施行令改正）からスマートフォンの普及による遮断対策を強化することになった。その一つが本人認証強化であり、青少年有害媒体物を提供する事業者は、公認認証、又は携帯を通じ本人確認を行わなければならない。また青少年がスマートフォンの加入者になった場合には、有害コンテンツ遮断プログラムが自動的に設置できるようになっている。

有害物遮断ソフトウェアの設置、また本人認証などの「青少年有害情報遮断対策」を取ったにも関わらず、携帯の場合、有害コンテンツ遮断プログラムの設置が義務化されていないので、現状としてはこのプログラムを設置した青少年は全体の 30%程度しかない。

出典：

青少年政策研究院 <http://www.nypi.re.kr/>

www.babytimes http://www.babytimes.co.kr/n_news/news/view.html?no=3516